

令和6年10月7日

お客さま各位

須賀川信用金庫

「すしん投信インターネットサービス」取扱規定の改訂のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、投信インターネットサービスの機能追加に伴い、「投信インターネットサービス」取扱規定の一部を下記のとおり改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

1 対象となる約款等

「すしん投信インターネットサービス」取扱規定

2 改訂内容（詳細は別添「新旧対照表」をご覧ください。）

- ① 秘密の質問にかかる記載の追加を行いました。
- ② 取引明細の照会期間延長にかかる照会可能年数の変更を行いました。
- ③ その他、一部文言等の修正を行いました。

3 改訂日 令和6年10月21日（月）

4 改訂後取扱規定等の交付

改訂後の取扱規定の交付をご希望される場合は、お取引店までお問い合わせください。改訂後の取扱規定をお渡しいたします。

以上

「すしん投信インターネットサービス」取扱規定 新旧対照表

新	旧	備考
「すしん投信インターネットサービス」取扱規定 第1章 すしん投信インターネットサービス 1. ～4. (略) 5. (利用申込) (1) ～ (2) (略) (3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示した利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード（投信の取引を行う際のパスワード）<u>および</u> <u>秘密の質問（確認パスワードのロック解除等を行う際の質問）</u>の盗用・不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性<u>ならびに</u>本規定の内容について十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。 6. ～7. (略) 第2章 本人確認 8. ～10. (略) <u>11. (秘密の質問)</u> <u>秘密の質問は、当金庫所定の方法により端末から届け出るものとします。</u> <u>12. (本人確認の手段)</u> (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認 お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。 ① 各種ID、各種パスワード等（以下「本人確認情報」といいます。）を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。 ア. ログインID（発行前は、仮ID） イ. ログインパスワード（設定前は、キーワード（仮IDパスワード））	「すしん投信インターネットサービス」取扱規定 第1章 すしん投信インターネットサービス 1. ～4. (略) 5. (利用申込) (1) ～ (2) (略) (3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示した利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード（投信の取引を行う際のパスワード）<u>(追加)</u>の盗用・不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性、<u>および</u>本規定の内容について十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。 6. ～7. (略) 第2章 本人確認 8. ～10. (略) <u>(追加)</u> <u>11. (本人確認の手段)</u> (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認 お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。 ① 各種ID、各種パスワード等（以下「本人確認情報」といいます。）を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。 ア. ログインID（発行前は、仮ID） イ. ログインパスワード（設定前は、キーワード（仮IDパスワード））	秘密の質問にかか る記載追加 秘密の質問にかか る記載追加

「すしん投信インターネットサービス」取扱規定 新旧対照表

新	旧	備考
ウ. 確認パスワード <u>エ. 秘密の質問</u> <u>オ.</u> その他当金庫所定の情報等 ② (略) (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、ログインID、ログインパスワード、確認パスワード、<u>秘密の質問</u>、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。 <u>13.</u> (各種ID、各種パスワード等の管理) (略) 第3章 取引の依頼 <u>14.</u> (利用可能なサービス) (略) <u>15.</u> (取扱商品) (略) <u>16.</u> (取引の依頼方法) (略) <u>17.</u> (投資信託取引の取引時間) (略) <u>18.</u> (目論見書等の交付について) (略) <u>19.</u> (自動けいぞく(累積)投資について) (略) <u>20.</u> (購入単位) (略) <u>21.</u> (取引制限) (略) <u>22.</u> (金銭の払込) (略)	ウ. 確認パスワード <u>(追加)</u> <u>エ.</u> その他当金庫所定の情報等 ② (略) (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、ログインID、ログインパスワード、確認パスワード、<u>(追加)</u> その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。 <u>12.</u> (各種ID、各種パスワード等の管理) (略) 第3章 取引の依頼 <u>13.</u> (利用可能なサービス) (略) <u>14.</u> (取扱商品) (略) <u>15.</u> (取引の依頼方法) (略) <u>16.</u> (投資信託取引の取引時間) (略) <u>17.</u> (目論見書等の交付について) (略) <u>18.</u> (自動けいぞく(累積)投資について) (略) <u>19.</u> (購入単位) (略) <u>20.</u> (取引制限) (略) <u>21.</u> (金銭の払込) (略)	秘密の質問にかかる記載追加

「すしん投信インターネットサービス」取扱規定 新旧対照表

新	旧	備考
<u>23.</u> (積立投信について) (略) <u>24.</u> (収益分配金の再投資) (略) <u>25.</u> (収益分配金の再投資停止) (略) <u>26.</u> (換金方法) (略) <u>27.</u> (投資信託取引についての取消等) (略) <u>28.</u> (投資信託取引内容の通知について) (略) <u>29.</u> (マル優枠の利用について) (略) <u>30.</u> (照会サービス) お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。 なお、照会可能な明細は、照会日の<u>5</u>年前の応答月の1日以降にお取引のあった明細に限ります。 <u>31.</u> (取引の記録) (略) <u>32.</u> (海外からのご利用) (略) <u>33.</u> (免責事項) (1) ～ (2) (略) (3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード、<u>秘密の質問</u>、その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき (4) (略) <u>34.</u> (通信経路における安全対策) (略)	<u>22.</u> (積立投信について) (略) <u>23.</u> (収益分配金の再投資) (略) <u>24.</u> (収益分配金の再投資停止) (略) <u>25.</u> (換金方法) (略) <u>26.</u> (投資信託取引についての取消等) (略) <u>27.</u> (投資信託取引内容の通知について) (略) <u>28.</u> (マル優枠の利用について) (略) <u>29.</u> (照会サービス) お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。 なお、照会可能な明細は、照会日の<u>1</u>年前の応答月の1日以降にお取引のあった明細に限ります。 <u>30.</u> (取引の記録) (略) <u>31.</u> (海外からのご利用) (略) <u>32.</u> (免責事項) (1) ～ (2) (略) (3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、利用者ID、ログインパスワード、確認パスワード、<u>(追加)</u>その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき (4) (略) <u>33.</u> (通信経路における安全対策) (略)	取引明細の照会期間延長 秘密の質問にかかる記載追加

「すしん投信インターネットサービス」取扱規定 新旧対照表

新	旧	備考
<u>35.</u> (端末の障害) (略) 第4章 サービスの解約等 <u>36.</u> (お客様からの解約) (略) <u>37.</u> (当金庫からの解約等) (略) 第5章 雑則 <u>38.</u> (規定等の準用) 本規定に定めのない事項については、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、自動けいぞく投資約款、定時定額取扱規定等の<u>当金庫が定める取引規定・約款等</u>および指定預金口座に係る各種規定により取扱います。 <u>39.</u> (届出事項の変更等) (略) <u>40.</u> (通知等の連絡先) (略) <u>41.</u> (規定の変更) (略) <u>42.</u> (準拠法・管轄) (略) <u>43.</u> (譲渡・質入・貸与の禁止) (略) <u>44.</u> (サービスの終了) (略) 以 上 (令和 6 年 3 月 1 日制定) <u>(令和 6 年 10 月 21 日改訂)</u>	<u>34.</u> (端末の障害) (略) 第4章 サービスの解約等 <u>35.</u> (お客様からの解約) (略) <u>36.</u> (当金庫からの解約等) (略) 第5章 雑則 <u>37.</u> (規定等の準用) 本規定に定めのない事項については、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、自動けいぞく投資約款、定時定額取扱規定等の<u>(追加)</u>および指定預金口座に係る各種規定により取扱います。 <u>38.</u> (届出事項の変更等) (略) <u>39.</u> (通知等の連絡先) (略) <u>40.</u> (規定の変更) (略) <u>41.</u> (準拠法・管轄) (略) <u>42.</u> (譲渡・質入・貸与の禁止) (略) <u>43.</u> (サービスの終了) (略) 以 上 (令和 6 年 3 月 1 日制定) <u>(追加)</u>	文言の修正